

規 番 則 号	教育委員会規則名	公布年月日
1 2	さいたま市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則	平成30年6月22日
1 3	さいたま市教育委員会公印規則の一部を改正する規則	平成30年6月22日
1 4	さいたま市図書館条例施行規則の一部を改正する規則	平成30年7月27日
1 5	さいたま市教育委員会の管理する公共施設に係るさいたま市公共施設予約システムの利用に関する規則の一部を改正する規則	平成30年7月27日

さいたま市教育委員会規則第12号

さいたま市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

さいたま市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成13年さいたま市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(専決事務)</p> <p>第3条 教育長その他の教育委員会職員（以下「教育長等」という。）は、次に掲げる委員会の権限に属する事務について、専決（常時、委員会の会議の議決に代わって決裁することをいう。）をするものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 審査請求の審理手続に関する<u>こと</u>。</p>	<p>(専決事務)</p> <p>第3条 教育長その他の教育委員会職員（以下「教育長等」という。）は、次に掲げる委員会の権限に属する事務について、専決（常時、委員会の会議の議決に代わって決裁することをいう。）をするものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 審査請求の審理手続及びさいたま市情報公開・個人情報保護審査会への諮問に関する<u>こと</u>。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

さいたま市教育委員会規則第14号

さいたま市図書館条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市図書館条例施行規則（平成13年さいたま市教育委員会規則第28号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前														
<p style="text-align: center;">(課及び係の設置)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 拠点図書館(指定管理者(条例第5条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に管理を行わせる図書館を除く。)に次の係を置く。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p style="text-align: center;">(利用の手続)</p> <p>第13条 <u>条例第17条の規定により、文化施設の利用の許可を受けようとするものは、利用に係る文化施設に応じ、次に掲げる申請書を委員会に提出し、又はさいたま市教育委員会の管理する公共施設に係るさいたま市公共施設予約システムの利用に関する規則（平成26年さいたま市教育委員会規則第17号。以下「教育委員会施設予約システム規則」という。）に定めるところにより、さいたま市公共施設予約システム（さいたま市市長の管理する公共施設に係るさいたま市公共施設予約システムの利用に関する規則（平成26年さいたま市規則第152号）第1条に規定するさいたま市公共施設予約システムをいう。）を利用して申請しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>会議室、視聴覚ホール、ギャラリー、展示コーナー及び集会室 文化施設利用申請書（様式第1号）</u></p> <p>(2) <u>研究席、研修室及び展示スペース 教育委員会施設予約システム規則に定める利用許可申請書</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、学習支援室の利用の許可を受けようとする者は、委員会が別に定める期間及び方法により委員会へ利用の申請をしな</u></p>	<p style="text-align: center;">(課及び係の設置)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 拠点図書館に次の係を置く。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p style="text-align: center;">(利用の手続)</p> <p>第13条 文化施設の利用の許可を受けようとする者は、次の表の期間内に文化施設利用申請書（以下「申請書」という。）を委員会に提出し、許可を受けなければならない。当該許可に係る事項を変更し、又は取り消す場合も同様とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施設名</th> <th style="text-align: center;">申請期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会議室</td> <td>利用日前2月から前7日まで</td> </tr> <tr> <td>視聴覚ホール</td> <td>利用日前2月から前7日まで</td> </tr> <tr> <td>展示ホール</td> <td>利用日前6月から前7日まで</td> </tr> <tr> <td>ギャラリー</td> <td>利用日前6月から前7日まで</td> </tr> <tr> <td>展示コーナー</td> <td>利用日前2月から前7日まで</td> </tr> <tr> <td>集会室</td> <td>利用日前2月から前7日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 <u>委員会は、前項の申請書が提出され利用を許可したときは、文化施設利用許可書を当該申請者に交付する。</u></p>	施設名	申請期間	会議室	利用日前2月から前7日まで	視聴覚ホール	利用日前2月から前7日まで	展示ホール	利用日前6月から前7日まで	ギャラリー	利用日前6月から前7日まで	展示コーナー	利用日前2月から前7日まで	集会室	利用日前2月から前7日まで
施設名	申請期間														
会議室	利用日前2月から前7日まで														
視聴覚ホール	利用日前2月から前7日まで														
展示ホール	利用日前6月から前7日まで														
ギャラリー	利用日前6月から前7日まで														
展示コーナー	利用日前2月から前7日まで														
集会室	利用日前2月から前7日まで														

なければならない。当該許可に係る事項を変更する場合も同様とする。

3 条例第17条の規定により第1項第2号の文化施設の利用の許可を受けたものが当該許可に係る事項を変更しようとするときは、教育委員会施設予約システム規則に定める利用変更許可申請書を委員会に提出しなければならない。

4 第1項の規定による申請は、利用に係る文化施設に応じ、次に掲げる期間に行わなければならない。ただし、委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(1) 会議室、視聴覚ホール、展示コーナー及び集会室 利用しようとする日（以下「利用日」という。）の属する月の2月前の月の初日から利用日の7日前までの期間

(2) ギャラリー 利用日の属する月の6月前の月の初日から利用日の7日前までの期間

(3) 研究席及び研修室 利用日の属する月の3月前（当該申請者が市外居住者（条例第8条第1項第2号及び第3号に規定するものをいう。以下同じ。）である場合は、2月前）の月の初日から利用日の前日までの期間

(4) 展示スペース 利用日の属する月の6月前（当該申請者が市外居住者である場合は、5月前）の月の初日から利用日の7日前までの期間

5 委員会は、条例第17条の規定による利用の許可又は許可に係る事項の変更の許可をしたときは、当該申請者に対し、次に定めるところにより許可書を交付するものとする。

(1) 第1項第1号に定める利用の許可 文化施設利用許可書（様式第2号）

(2) 第1項第2号に定める利用の許可 教育委員会施設予約システム規則に定める利用許可書兼領収書

(3) 第3項に定める許可に係る事項の変更の許可 教育委員会施設予約システム規則に定める利用変更許可書兼領収書

（利用料金の納付）

第14条 文化施設のうち、研究席、研修室及び展示スペースの利用の許可を受けたものは、許可書の交付と引換えに利用料金を納付しなければならない。

2 前項の場合において、研究席の利用料金は、利用時間が条例別表の区分欄に規定する時間に満たない場合であっても、規定の利用料金とする。

3 第1項の場合において、研修室の2分の1に相当する部分のみを利用するときの利用料金は、規定の利用料金に100分の50を乗じて得た額（その額に10円未満の端数が生じたときは、これ

を切り捨てた額)とする。

(利用料金の承認申請等)

第15条 指定管理者は、条例第20条第2項の規定により利用料金の額の承認を受けようとするときは、収支予算書その他委員会が必要と認める書類を添えて、委員会に申請しなければならない。

2 委員会は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、承認の可否を決定し、その旨を指定管理者に通知するものとする。

(利用料金の減免)

第16条 条例第21条の規定により利用料金の減額又は免除を受けようとするものは、文化施設利用料金減免申請書(様式第3号)を指定管理者に提出しなければならない。

(寄贈及び寄託)

第17条 [略]

2 図書館に図書館資料を寄贈又は寄託しようとするものは、寄贈申込書又は寄託申込書を委員会に提出するものとする。

3 委員会は、図書館に図書館資料を寄贈又は寄託したものに対し、受領書を交付することができる。

4 [略]

(指定管理者に関する読替え)

第18条 条例第5条の規定により指定管理者が図書館の管理に関する業務を行う場合についての第6条第2項、第7条、第9条、第10条第2項及び第3項、第12条、第13条並びに第17条の規定の適用については、これらの規定中「委員会」とあるのは「指定管理者」と、第6条第1項ただし書中「市教育委員会(以下「委員会」という。)」とあり、及び第20条中「館長」とあるのは「指定管理者」とする。

(臨時の図書館の管理に関する準用)

第19条 第14条及び第16条の規定は、条例第24条第1項の規定により市長が使用料を徴収する場合について準用する。この場合において、第14条及び第16条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第16条中「文化施設利用料金減免申請書(様式第3号)」とあるのは「委員会が別に定める申請書」と、「指定管理者」とあるのは「委員会」と読み替えるものとする。

第20条 [略]

(使用料の減免)

第14条 条例第21条の規定により使用料の減免を受けようとするときは、文化施設使用料減免申請書を委員会に提出し、許可を受けなければならない。

(寄贈及び寄託)

第15条 [略]

2 図書館に図書館資料を寄贈又は寄託しようとする者は、寄贈申込書又は寄託申込書を委員会に提出するものとする。

3 委員会は、図書館に図書館資料を寄贈又は寄託した者に対し、受領書を交付することができる。

4 [略]

第16条 [略]

別表（第2条関係）

拠点図書館	地区図書館及び分館
[略]	
大宮西部図書館	桜木図書館 馬宮図書館 さいたま市立大宮西部 図書館三橋分館
[略]	

別表（第2条関係）

拠点図書館	地区図書館及び分館
[略]	
大宮図書館	桜木図書館
大宮西部図書館	馬宮図書館 さいたま市 立大宮西部図書館三橋分 館
[略]	

別表の次に次の3様式を加える。

様式第1号（第13条関係）

文化施設利用申請書

年 月 日

（宛先）さいたま市教育委員会

申請者 団 体 名

団体代表者

連 絡 先

次のとおり文化施設を利用したいので申請します。

利用施設名	
会場責任者	
利用日時	
集会・展示の名称	
集会・展示の内容	
集会人員 展示点数	
利用備品	

様式第2号（第13条関係）

文化施設利用許可書

年 月 日

様

さいたま市教育委員会

年 月 日付で申請のあった文化施設の利用について、次のとおり許可します。

利用施設名	
会場責任者	
利用日時	
集会・展示の名称	
集会・展示の内容	
集会人員 展示点数	
利用備品	
利用の条件	
備 考	

様式第3号（第16条関係）

文化施設利用料金減免申請書

年 月 日

（宛先）

申請者 団 体 名

団体代表者

次のとおり文化施設利用料金の減免を受けたいので申請します。

利用施設名	
利用日時	
利用料金	
減免額	
減免理由	

附 則

この規則は、平成31年5月7日から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成31年4月1日から施行する。

さいたま市教育委員会規則第15号

さいたま市教育委員会の管理する公共施設に係るさいたま市公共施設予約システムの利用に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市教育委員会の管理する公共施設に係るさいたま市公共施設予約システムの利用に関する規則（平成26年さいたま市教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前												
<p>(対象施設) 第3条 施設予約システムを利用することができる施設は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">施設区分</th> <th style="width: 50%;">施設名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">その他施設</td> <td style="border: 2px solid black;"> <p style="text-align: center;">[略] さいたま市図書館条例（平成13年さいたま市条例第123号）第2条に規定するさいたま市立大宮図書館</p> </td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	施設名	[略]		その他施設	<p style="text-align: center;">[略] さいたま市図書館条例（平成13年さいたま市条例第123号）第2条に規定するさいたま市立大宮図書館</p>	<p>(対象施設) 第3条 施設予約システムを利用することができる施設は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">施設区分</th> <th style="width: 50%;">施設名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">その他施設</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	施設名	[略]		その他施設	[略]
施設区分	施設名												
[略]													
その他施設	<p style="text-align: center;">[略] さいたま市図書館条例（平成13年さいたま市条例第123号）第2条に規定するさいたま市立大宮図書館</p>												
施設区分	施設名												
[略]													
その他施設	[略]												

別表第1 その他施設の項を次のように改める。

その他施設	さいたま市青少年宇宙科学館を利用する場合	個人又は団体	市内	利用月の3月前の1日から5日まで	抽選申込月の6日	抽選申込月の7日から13日まで	抽選申込月の14日から利用日の10日前まで	
			市外	抽選による申込みなし。				利用月の2月前の1日から利用日の10日前まで
	さいたま市宇宙劇場を利用する場合	個人又は団体	市内	利用月の4月前の1日から5日まで	抽選申込月の6日	抽選申込月の7日から13日まで	抽選申込月の14日から利用日の10日前まで	
			市外	抽選による申込みなし。				利用月の3月前の1日から利用日の10日前まで
	さいたま市立大宮図書館を利用する場合	個人又は団体	市内	利用月の3月前又は6月前の1日から5日まで	抽選申込月の6日	抽選申込月の7日から、利用月の3月前から抽選による申込みを行う施設については13日まで、利用月の6月前から抽選による申込みを行う施設については20日まで	利用月の3月前から抽選による申込みを行う施設については抽選申込月の14日から利用日の前日まで、利用月の6月前から抽選による申込みを行う施設については抽選申込月の22日から利用日の7日前まで	
			個人	市内	抽選による申込みなし。			利用月の3月前の1日から利用日の前日まで
				市外	抽選による申込みなし。			

附 則

この規則は、平成30年11月1日から施行する。